

**2016年度同志社大学大学院司法研究科**  
**後期日程入学試験問題解説**  
**民事訴訟法**

本年度後期試験の民事訴訟法の問題は、前訴確定判決の拘束力が問題となる各場面について、関連する民事訴訟法の基本的な概念と具体的な条文とを関連づけて正確に理解しているかを問うものである。

まず、問(1)では、XがYに対する売買代金請求訴訟において請求認容判決を得て、これが確定した後に、Yが同一の売買代金債務の不存在確認訴訟を提起した場合において、売買契約を詐欺によって取り消す旨のYの主張が前訴確定判決の既判力に照らして許されるかどうか、すなわち、前訴の訴訟物と既判力の客観的範囲(民訴法 114 条 1 項)と後訴の訴訟物との関係を正しく理解していることを前提として、前訴確定判決の基準事後の形成権の行使が、基準事後の新事由として認められるかどうかを検討することが求められている。

次に、問(2)では、債権者Zの保証人Xに対する保証債務履行請求において、Xが主債務者Yに対して訴訟告知をした場合において、請求認容判決が確定した後、保証債務を履行したXがYに対して求償請求訴訟を提起したとき、Yは主債務不存在の主張をすることができるかどうか、前訴における訴訟告知と前訴判決の参加的効力(民訴法 53 条 4 項、46 条)との関係、そして、参加的効力が生ずる範囲を踏まえて、検討することが求められている。

最後に、問(3)では、甲土地の所有者Xが、甲土地を賃借しその上に乙建物を建てて所有するZに対して建物収去土地明渡請求訴訟を提起し、請求認容判決が確定した後、Xが、同判決の基準時後にZから乙建物の所有権を譲り受けたYに対して建物収去土地明渡請求訴訟を提起した場合において、Yが民訴法 115 条 1 項 3 号の口頭弁論終結後の第三者に該当するかどうか、また、前訴確定判決の既判力が後訴の訴訟物に対してどのように作用するかということを検討することが求められている。